

# 国際取引成功のヒント（１） －輸入取引のリスクをどのようにミニマイズするか－

小樽商科大学ビジネススクール  
教授 中村 秀雄

2008年4月から2年間、北洋銀行と「北海道における国際取引推進の研究」と題する共同研究をする機会を与えられました。研究の対象となった国際取引案件から得られた、国際取引成功のヒントをご紹介します。

信用状決済条件で海外から商品を輸入したいのですが、商品が契約条件を満たしていることを確認するために、日本で「検査合格証明書」を信用状のネゴ書類（支払いを得るための書類。詳しくは後述）にしようと考えています。アドバイスをお願いします。

この方法が輸入取引のリスクに対応する方策として、効果があるかどうかを検討するに際して、研究チームは次のことに検討の的を絞りました。

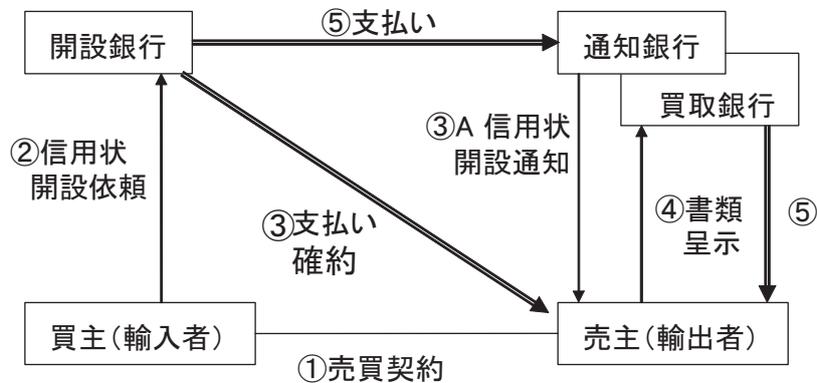
- ☆ 輸入者は何を求めているのだろうか？
- ☆ 輸入者の望んでいることは実現可能なことだろうか？
- ☆ もしそうでなければ、当事者双方に受け入れられる解決策は何だろうか？

## 1. 輸入者の心配

本件では、輸入者が「商品が契約通りのものであるかどうかを確かめるまでは、代金を払いたくない」と考えていることが分かります。相手方である輸出者が契約通りの商品を、間違いなく積んでくれることが、輸入者にとっては最大の関心事です。信用状（英語では“letter of credit”といい、しばしば“L/C”と略称されます）は輸出者（売主）が、所定の書類を銀行に呈示すれば、これを発行した銀行が輸入者（買主）に代って、契約代金を払ってくれるという仕組みですから、所定の書類の1つに「検査合格証明書」を加えることは、考え方としては正しいものと言えるでしょう。

売買契約の当事者間に十分な信頼関係が確立されていない場合には、売主は「先に代金を支払ってくれなければ、船積したくない」と考え、買主は「商品を受取る前に代金を払うことはしたくない」と思うものです。しかし、相手方との距離がそれほどでもない上に、信用状態の確認も比較的容易な国内取引ならいざしらず、国際取引において、両当事者間の「希望」を満足させる方法はありません。そこで考案されたシステムの1つが信用状取引です。

次に進む前に次ページの図を見て下さい。これは信用状取引の当事者関係をあらわしたものです。



買主が売買契約（①）の条件に従って信用状開設銀行に、契約で決められた金額の信用状の開設を依頼します（②）。末尾の資料「取消不能信用状開設依頼書」が、実際に使われる書式です（以下「開設依頼書」といいます。その他に銀行取引にかかる基本約定書などが必要です）。信用状の基本的性格は「開設銀行の売主に対する直接の支払い確約である」ということです（③）。だからこそ遠い海外にいる売主も、信用して売買契約に応じてくれるのです。この確約は実際には売主の国にある銀行を経由して、売主に通知されます（③A）。

売主は商品船積後、信用状に記載された必要書類（これを通称「ネゴ書類（ネゴ・ドキュメント）」<sup>1</sup>とよんでいます）を買取銀行（通知銀行と同じことが多いようですが、異なってもかまいません）に呈示すれば（④）信用状にもとづいて契約代金が支払われます（⑤）<sup>2</sup>。

信用状取引の最も特徴的な点は、開設銀行は当事者間の売買契約関係とは全く関係なく<sup>3</sup>、売主が所定の書類を呈示しさえすれば、その書類が信用状の記載と厳格に一致していることを条件に<sup>4</sup>、所定の金額が支払われることにあります。

本件買主の要望は、このネゴ書類の1つに日本で発行された合格証明書を加えよう、というものですから、もし本件売主がこの条件を了承すれば、買主にとってはかなり安全な取引になるということができるでしょう。

## 2. 実現可能性

文末に示した「開設依頼書」の、支払いに当って売主が買取銀行に呈示すべきネゴ書類の記載欄（「要求書類」と書かれた欄）を見て下さい。ここでは、Signed Commercial Invoice（サインされた「商業送状」。記載事項の1番目）、Clean On Board Ocean Bill of Lading（「無故障船積船荷証券」。船荷証券は「B/L」と略称されます。記載事項の3番目）、Insurance Policy（「保険証券」。記載事項の2番目）はありますが、「輸入国」で発行された検査合格証明書らしい記載はありま

<sup>1</sup> 「ネゴ」とは「ネゴシエーション」の略で銀行による書類の「買取」を意味します。

<sup>2</sup> 買取銀行から売主に契約代金が支払われる部分の法的分析は、信用供与に関する取決めや、担保、為替手形の存在などもあり、理論的には複雑なのですが、ここでは買取銀行は開設銀行からの支払いをバックに、売主に契約代金を支払うと考えておいて下さい。

<sup>3</sup> 「独立抽象の原則」などといわれます。

<sup>4</sup> 「厳格一致の原則」などといわれます。

せん。もし書くとしたらOther Documents（その他の書類）の欄に書かれることになるでしょう。

「B/L」と「商業送状」はふつうの貿易取引では、常に出てくるものと言っても過言ではありません。「保険証券」も要求されることが少なくないと言ってよいでしょう（しかし常に出てくるわけではありません）。B/Lは商品を運送のために船会社に渡したときに、船会社が発行するもので、「これと引換えでなければ荷物は引取れない」という効果をもっていますので、商人にはいわば貨物そのもののように考えられています。商業送状は売主が作成するもので、商品の明細を示し通関などにも必要です。保険証券は売買契約上、売主が運送保険を付保する義務を負っている場合には<sup>5</sup>、売主が保険会社から取得するものです。

さてこれらの書類に「共通な要素」は何かを考えてみましょう。それは船積みをしさえすれば、売主は「全ての書類を輸出国側で、自分の力で揃えられる」ということです。ネゴ書類にはその他に、原産地証明書（Certificate of Origin）や、輸出時の検査証明書などを追加することもありますが、これも輸出国にいる売主が自ら手配することが可能なものです。

ところが本件では、輸入国である日本で発行される検査合格証明書が要求されています。これを売主が用意するためには、売主は輸出国にいながら、日本での検査を手配しなければなりません。そしてその結果を送付してもらってからでないと、売主は輸出代金を手に入れることができません。また商品を日本で検査するためには、誰かが荷物を引取らなければなりません、船会社から商品を引取るにあたって必要なB/L（船荷証券）は、ネゴ書類の1つとしてまだ売主の手元（！）にあるのです。

加えて細かいことではありますが、仮に検査ができたとしても、それが終わって合格証明書が売主に送られ、B/Lを含むネゴ書類が買取銀行に呈示され、日本の信用状開設銀行に到着し、買主に引渡され、そのB/Lと引換えに買主が船会社から商品を引取るまで、商品はどこに置いておくのでしょうか。その倉庫料は誰が払うのでしょうか。普通は海外から商品が着いたら、すぐにそれをおろした上で通関して引取り、無駄な費用や時間をかけないで、直ちに自分の倉庫に搬入するものです。

またここでは売主が検査の手配をするということを想定しましたが（あまり現実的ではありません。自らが輸出者となったときに、遠い外国での検査の手配を、北海道で行うことを想像して下さい）、逆にもっとそれをやるのによいポジションにいる、買主が行うと仮定しましょう。つまり買主が自ら任命した検査業者（もちろん売主にも受入れ可能な中立の専門家ではあります）に検査してもらって、合格証明書が発行されたらそれを売主に送り、信用状で決済を受けてもらうという案です。何だか筋が通っているようですが、この方法にも、いまだB/Lが送られてきていないのですから、船会社から商品の引渡しを受けることができないという欠点があります。仮に何とか検査ができて、保管の問題もでてきます。逆にもし商品の引取りが可能なら、皮肉なことに売主は信用状決済を要求した最大のメリット—支払と引き替えでなければ、B/Lを渡さなくてもよい—を失ってしまいます。

<sup>5</sup> 従って保険料は商品代に上乗せされます。

相手方の売主がこの案に合意しそうもない、という現実的な点もさることながら、色々なところで思わぬ問題が起こりがちな国際取引に、こんな複雑な仕組みを持ち込むことはとても推奨できません。国際取引では出来るだけ簡単で、問題の起こりようのないスキームを組むことが大切です。

### 3. 解決策

商品を見て100%満足してからでなければ全く支払いをしたくない、という買主の要望を満たす条件は実質的には「後払い」しかないでしょう。しかしそれは相手方が信用状による支払いを要求していることと両立しません。そこで両者共に多少は譲歩することを考えなければなりません。

まず売主に多少の条件変更を提案するとしたら次のようなものが考えられます。

信用状で70%位は支払う。このときはごく一般的なネゴ書類での決済を認める。30%は商品到着後、検査合格を条件に電信送金で支払う。この30%部分を、検査合格証明書をネゴ書類とする、信用状払いにすることも出来なくはありません。

こうすれば売主は少なくとも利益部分を除いたぐらゐの商品代金は、船積と同時に手に入れることができます。しかし利益は欲しいので、一層注意深く船積をすることとするでしょう。

一方買主側で少し譲歩するとしたら、次のようなことも可能です。

100%信用状決済とするが、ネゴ書類の1つに、船積（輸出）地での検査合格証明書を要求する。そしてこの証明書は買主が指定した検査人（「サーベイヤー」といいます）の作成したものに限るとする。

これなら少なくとも、「積地」（輸出地）における契約条件との合致は保証されます。一般的な貿易取引条件であるFOB、C&F（CIFから保険を除いたもの。正式にはCFRといいますが、昔からの習慣でC&Fという表現もあいかわらず使われています）、およびCIFの場合、物品の滅失や損傷の危険は買主が負担する（航海中に商品が損傷を被ったり、極端な場合は滅失してしまった結果としての損失を、買主が負担することをいいます）ことになっているので<sup>6</sup>、積んだ時の状態さえ確認できていれば、概ね目的を達成したことになります。

### 4. まとめ

距離が離れ、時間のかかる貿易取引、しかも相手の顔を見たことのない取引では、国内取引のような信用や商慣習に依存した取引はできません。だからといって100%安全な取引条件に固執すれば、取引そのものの成立も危うくなります。自分にとって何が一番大事なことかを見定め、そのリスクをカバーする方法を考えた上で、妥協点を探ることが肝要です。

<sup>6</sup> 詳しくは「インコタームズ 2000年版」をご覧ください。

APPLICATION FOR IRREVOCABLE DOCUMENTARY CREDIT(取消不能信用状開設依頼書)  
TO : \_\_\_\_\_

ISSUING DATE (発行(希望)日): \_\_\_\_\_  
L/C NO. -510-00-

ADVISING BANK (通知銀行・支店・ 都府県名)	信用状の通知方法 <input type="checkbox"/> FULL CABLE WITHOUT MAIL CONFIRMATION <input type="checkbox"/>	
BENEFICIARY (受益者) ADDRESS (住所・国名)	確認要否 <input type="checkbox"/> WITHOUT ADDING CONFIRMATION (確認不要) <input type="checkbox"/> ADDING CONFIRMATION (確認要)	
APPLICANT (発行依頼人) ADDRESS (住所・国名)	支払条件 CREDIT AVAILABLE BY BENEFICIARY'S DRAFTS <input type="checkbox"/> AT SIGHT <input type="checkbox"/> AT _____ (INDICATE TENOR) FOR <input type="checkbox"/> 100 / <input type="checkbox"/> _____ % OF THE INVOICE VALUE DRAWN ON YOU OR YOUR CORRESPONDENTS	
CREDIT AMOUNT (信用状金額) ( _____ % MORE OR LESS ALLOWED)	<input type="checkbox"/> TRANSFERABLE (譲渡可能) THIS CREDIT IS TRANSFERABLE AT ADVISING BANK. IN THIS CASE, A COPY OF "ADVICE OF TRANSFER" ISSUED BY ADVISING BANK MUST BE SENT TO L/C ISSUING BANK.	
EXPIRY DATE OF CREDIT IN THE COUNTRY OF BENEFICIARY (有効期限)	LATEST DATE FOR SHIPMENT (船積期限)	PARTIAL SHIPMENTS (分割船積) <input type="checkbox"/> PERMITTED <input type="checkbox"/> PROHIBITED
PLACE OF RECEIPT (受取地) ※複合運送書類等を要求する場合にご記入下さい。	PORT OF LOADING / AIRPORT OF DEPARTURE (船積港/出発空港)	PORT OF DISCHARGE / AIRPORT OF DESTINATION (陸揚港/到達空港)
		TRANSHIPMENT (積替) <input type="checkbox"/> PERMITTED <input type="checkbox"/> PROHIBITED
		PLACE OF FINAL DESTINATION(最終到達地) ※複合運送書類等を要求する場合にご記入下さい。

REQUIRED DOCUMENTS AS FOLLOWS (要求書類):

SIGNED COMMERCIAL INVOICE IN \_\_\_\_\_ INDICATING SALES CONTRACT NO. (IF NECESSARY) \_\_\_\_\_  
AND IMPORT LICENSE NO(S) \_\_\_\_\_

INSURANCE POLICY OR CERTIFICATE IN DUPLICATE, ENDORSED IN BLANK FOR 110% OF INVOICE VALUE INCLUDING INSTITUTE CARGO CLAUSES  
( ALL RISKS/ W.A./ F.P.A./ \_\_\_\_\_), INSTITUTE WAR CLAUSES, INSTITUTE STRIKES RIOTS AND CIVIL COMMOTIONS CLAUSES  
WITH CLAIMS ARE TO BE PAYABLE IN JAPAN IN THE SAME CURRENCY OF DRAFTS OR INVOICES

FULL SET/ \_\_\_\_\_ SET OF CLEAN ON BOARD OCEAN BILLS OF LADING  CLEAN AIR WAYBILLS CONSIGNED TO NORTH PACIFIC  
 FULL SET/ \_\_\_\_\_ SET OF CLEAN NEGOTIABLE COMBINED TRANSPORT BILLS OF LADING BANK, LTD. \_\_\_\_\_  
 MADE OUT TO ORDER OF SHIPPER AND BLANK ENDORSED MARKED  "FREIGHT PREPAID"  "FREIGHT COLLECT"  
 MADE OUT TO ORDER OF NORTH PACIFIC BANK, LTD. NOTIFY: APPLICANT  INDICATING THIS CREDIT NO.  
 CONSIGNED TO \_\_\_\_\_  
MARKED  "FREIGHT PREPAID"  "FREIGHT COLLECT"  
NOTIFY: APPLICANT

PACKING LIST IN \_\_\_\_\_

CERTIFICATE OF ORIGIN IN \_\_\_\_\_  G. S. P. CERTIFICATE OF ORIGIN FORM-A IN \_\_\_\_\_

BENEFICIARY'S CERTIFICATE STATING THAT \_\_\_\_\_

OTHER DOCUMENTS: \_\_\_\_\_

DESCRIPTION OF GOODS (商品名): 極力簡潔にご記入下さい。  QUANTITY \_\_\_\_\_ % MORE OR LESS ALLOWED  
(商品数量の指定があり、かつ増減許容がある場合にご記入下さい。)

TRADE TERMS (建値):  FOB  CFR  CIF  EXW  \_\_\_\_\_ (PLACE) \_\_\_\_\_

INSURANCE IS TO BE EFFECTED BY APPLICANT (FOB, CFR等輸入者が付保する場合ご記入下さい。)

ADDITIONAL CONDITIONS (追加条件): \_\_\_\_\_

SPECIAL CONDITIONS(特別指示事項):  
DOCUMENTS MUST BE PRESENTED WITHIN \_\_\_\_\_ DAYS AFTER THE DATE OF SHIPMENT BUT WITHIN THE VALIDITY OF THE CREDIT. (書類提示期限)  
REIMBURSEMENT BY TELECOMMUNICATION IS  NOT ACCEPTABLE  ACCEPTABLE  
ALL BANKING CHARGES OUTSIDE JAPAN ARE FOR ACCOUNT OF  BENEFICIARY  APPLICANT  
DISCOUNT CHARGES ARE FOR ACCOUNT OF  BENEFICIARY  APPLICANT } (アクセプトランス・ファシリティ利用ご希望の場合のみご記入下さい。)

ACCEPTANCE COMMISSIONS ARE FOR ACCOUNT OF  BENEFICIARY  APPLICANT

I/We hereby request you to issue an irrevocable documentary credit detailed above and to advise the above mentioned beneficiary of issuance of the credit. In consideration of your issuing a letter of credit substantially conforming to my/our request herein, I/We hereby agree and undertake to hold myself/ourselves liable to you as per conditions set forth in the foreign exchange transaction agreement and supplement(s) thereto or the agreement on letter of credit transactions as the case may be, signed by me/us and separately submitted to you.

(銀行使用欄)

YOURS TRULY,  
NORTH PACIFIC BANK, LTD.

〈取引店: 〉

国際部		外為店		取引店	
MT 740	MT 700	検印	受付	検印	受付

(AUTHORIZED SIGNATURE)

※2、3枚目にお届けのご署名(または記名押印)願います。 輸入信用状発行依頼書 (500731) (3×25×120) S・O J (1/3)  
保存期間 有効期限後10年

本 部 用

THIS CREDIT IS SUBJECT TO UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS (500731), INTERNATIONAL CHAMBER OF COMMERCE PUBLICATION NO.600  
REIMBURSEMENTS UNDER THIS CREDIT ARE SUBJECT TO UNIFORM RULES FOR BANK-TO-BANK REIMBURSEMENTS UNDER DOCUMENTARY CREDITS, ICC PUBLICATION NO.525

参考文献：  
 浜谷源蔵『最新貿易実務』(同文館、補訂新版、2008年)  
 小林 晃『ベーシック貿易取引』(経済法令研究会、第7版、2010年)  
 永野靖男『輸入のすすめ方』(ジェトロ、第5版、2009年)  
 椿 弘次『入門・貿易実務』(日本経済新聞社、第2版、2008年)